

第 1 回千葉県行政改革審議会における委員意見への対応について

平成 25 年 8 月 27 日 行政改革推進課

8/2 第 1 回行政改革審議会 意見要旨	対 応
【計画全体への意見】	
1 ・今回策定する行政改革計画は、前回計画（平成 22～24 年度）の取組みを引き継ぎながら、改革の視点・方向性を 6 つから 4 つにしたことにより、論点がわかりやすく、今後実行すべき部分が明確になったと思う。	・計画案の策定にあたっては、論点がわかりやすく、取組みが明確になるように工夫していく。
2 ・これまで千葉県は、人件費の抑制、定員改革、組織改革など、他県と比べても継続的に頑張ってきており、今回の計画案の骨子は良く出来ていると思う。一方で、重要な論点が見えなくならないよう留意してほしい。	・計画案の策定において、重要な論点が明確になるように留意するとともに、重要な論点については、今後の行革審の個別のテーマとして議論を深めていきたい。
3 ・現時点での計画内容は良いと思うが、仏を作って魂を入れずということがないように、着実に計画を推進していくことを期待する。	・計画の推進にあたっては、2 年後を目途に取組状況の中間とりまとめを実施することとし、進捗管理を的確に行っていく。
4 ・行政改革の実行には、県・職員自身の血を流す覚悟と、民間の経営感覚の導入が不可欠であるが、職員全体に民間の感覚が必ずしも浸透していない。職員一人一人が民間の感覚を持って、行革を進めることが大切である。	・人材改革における研修の取組みや、行革計画の各取組事項の進捗管理を行う中で、業務の効率化やコスト意識の浸透に努めていく。
5 ・県の総合計画について専門家による懇談会の意見が出されたところであるが、これらの意見は様々な分野が網羅されている。今後の大事なポイントは、総合計画と行政改革計画・財政健全化計画とにどのように連動性を持たせていくかである。	（・第 2 回行革審において、財政健全化計画の財政見直し等を説明）
【行政改革計画 組織・人材改革 関係意見】	
6 ・組織改革については、「リーダーシップ」に着眼することが重要。メンバーに方向性を示し、想いや志を共有しながら仕事を進めるリーダーシップをどう醸成していくのか。教育だけでは難しいことなので、明確な意志をもって取り組むべきである。	・計画案中、人材改革の「(ア) 職員の生産性向上の推進 (a) 職制に適合した組織マネジメントの確立」において、リーダーシップに着眼した記述内容の修正を行う。
7 ・人材改革について、「OJT の強化」とあるが、OJT は悪い慣習が引き継がれると改革の阻害要因になってしまうことにも留意する必要がある。人事交流や中途採用などによって、組織に新しい価値観を入れて常に循環させ、刺激を与えることも有効である。 ・OJT は重要だが、それだけに期待をかけない方がいいと考える。大切なことは、県庁職員としてどうあるべきか、千葉県をどのように良くしていくかを若い人に教える機会を作ること。集合研修で学んだことを、現場で実践していくことが重要である。	・計画案中、人材改革の「(イ) 職員の能力開発の推進 (a) 組織力向上に向けた OJT の強化」において、OJT について単に職場における業務訓練だけでなく、組織力向上の側面から記述内容を修正する。
8 ・人材改革については、人事評価制度が課題だと考えている。単純に厳しくということではなく、評価を的確にして、任用と昇給に反映させていくことが重要である。	・人事評価制度の見直しの取組みにあたって、意見趣旨に十分留意しながら制度検討を進める。
【行政改革計画 仕事改革 関係意見】	
9 ・教育関係事務は知事部局等とは別建てとなっているが、結構なボリュームがあるので、給与や財務のシステムなどについて、更に効率化の余地がないか検討すべき。	・教育関係事務の特殊性や費用対効果を踏まえながら、更なる効率化の余地について検討していきたい。
10 ・指定管理者制度について、現行のままだと県の直営と変わりがない。単に民間が運営するというのではなく、指定管理者が経営的・ビジネス的要素をもっと取り入れ、それにより県からの支出を削減していけるような方法はとれないのか。	・公の施設の管理手法としての現行制度上の制約を踏まえて、指定管理者が経営的・ビジネス的要素をもっと取り入れることが可能か検討する。
11 ・公の施設の見直しにおいて、施設の建て替えに PFI を使うなど、民間資金をもっと活用していくことはできないか。	・資産改革を進める中で、資金調達等の面で、有効な民間資金活用策があるか検討する。
12 ・県の役割の再構築のなかで、市町村との役割分担については、これまでのどの行政改革計画においても、遠慮があるように感じている。千葉県ならではの市町村対策をもう少し踏み込んだ形でやっていただきたい。	・3 次にわたる分権一括法の制定を受け、49 の事務の権限移譲が進んでおり、これらの地方分権改革に伴う移譲事務が、市町村で円滑に処理できるようフォローアップに取組んでいく。更に、法による移譲事務に加え、市町村との調整のうえ、事務処理特例条例による権限移譲を進め、市町村の自主性・自立性の向上を支援していく。
13 ・地方分権については、これまで国は市町村重視の傾向であったが、地方制度調査会の答申における垂直補完や、国民健康保険の都道府県への移管などの流れのなかで、県と市町村のあり方をもっと考えておくべきではないか。	・県と市町村のあり方については、地方制度調査会の答申を受け、現在、総務省で具体的な制度設計について検討されており、これら国の動向を注視していきたい。
14 ・規制改革について、内閣府において東日本大震災に関連した規制緩和等の状況をとりまとめしており、規制改革の動きとも重なるので、参考にしてもらいたい。	・当該資料も参考にし、県の施策や国への要望等の規制改革の具体的な取組みを検討する。
【行政改革計画 資産改革 関係意見】	
15 ・今後、更に検討が必要な分野は、資産改革である。県は不動産を含めてポテンシャルのある資産を保有しており、それを客観的に数値化・可視化し情報を発信し、住民や民間企業の知恵を借りてキャッシュを生み出していくことが重要と考える。	・資産改革については、重点的に取り組むべきテーマと認識しており、計画策定後、具体的な取組みを進めるにあたって、更に各委員のご意見をいただきたいと考えている。
【財政健全化計画 関係意見】	
16 ・政府の中期財政計画はアベノミクスの非常に高い成長率を見込んだものとなるので、財政健全化計画への反映は、かなり用心して行う必要がある。	（・第 2 回行革審において、財政健全化計画の財政見直し等を説明）
17 ・これから地方消費税が大きく変わることが見込まれており、このことは財政健全化に向けての大きな課題である。	
18 ・県税収入の確保について、法人税収を上げるためには、まずは県内企業の活性化をどのように考えていくかが、議論の基本となるのではないか。	・県内企業の活性化については、県政運営の柱となる次期総合計画の実施計画において、県経済の活力を生み出す産業の育成と企業立地促進、中小企業の経営基盤強化等の施策を掲げており、今後、当該計画に基づき、具体的な取組みを推進していく。
19 ・国内企業は、どちらかと言うと出て行くばかりで奪い合いとなっており、今、力がある海外企業を誘致すべきだと考えるが、どのような取組みを行っているのか。	・日本貿易振興機構(JETRO)等との連携を図りながら、ワンストップサービスによる情報提供及び誘致活動、日本初進出時のオフィスの提供や賃料補助などを実施しており、近年は年 10 件程度の誘致実績をあげている。